

富士の立義復興をめざして

◇「貫主絶対」批判◇

阿部・早瀬両師に支配されている現在の日蓮正宗では、宗開両祖の教えに違ふ邪義がさまざまに展開されているが、その中心にあつて大きな影を落としているのが、貫主絶対思想である。

日蓮正宗の真の復興を願う継命新聞では、この貫主絶対思想の誤りをただすために、昨年11月1日号から本年1月15日号まで、6回にわたり【「貫主絶対」批判】を連載した。

貫主とはいえ末法の凡夫僧であることは自明の理。しかるに日顕師自ら「たとえ黒いものでも法主（貫主）が白といえれば白であり、黒といいはるものは謗法である」と語り、宗内の老僧がこぞつて「法主（貫主）は戒壇本尊と不二の尊体」とまで主張する貫主信仰は、「仏法は道理」と仰せられた宗祖日蓮大聖人はもとより、その法水を継承された第二祖日興上人・第三祖日目上

人の御振る舞いにも違背している。

宗開両祖の教えに照らして邪義であることは論を待たないが、宗門僧俗の大半がその邪義に迷い、他宗他門にも間違つた大石寺法門を発信していることは残念至極。

連載では大聖人以来のご先師のお言葉や宗門の歴史を検証しながら、貫主絶対信仰がけっして大石寺門流本来の法義ではないことを論証している。

連載に対して読者より冊子化の希望が寄せられ、また、宗門法華講の方々にも一読を勧めてその蒙を啓きたいと願ひ、ここに「富士の立義復興をめざして」と題して刊行することとした。

著者も文中でうったえているが、私たちは大聖人・日興上人以来の伝燈である「富士の立義」の復興をめざし、自他の偏執を超えて真剣に議論を重ね、大石寺門流の蘇生に向けて精進していかねばならない。

平成22年2月28日

もくじ

はじめに 7

貫主は法主ではない 10

《「法主」とは日蓮大聖人の尊称》 10

《貫主が法主といわれる嚆矢は?》 13

《大石寺門流で貫主を法主と称すようになった時期》 18

《貫主を法主と称することを止めるべし》 22

見よ!この大衆の力を 25

《貫主絶対が主張される背景》 25

《己義を構える貫主に抵抗する大衆の姿》 26

《貫主絶対を象徴する一通の書状》 29

《大衆の力が『六卷鈔』を産む》 31

《先達の姿を手本として》 33

明日への提言 36

《唯授一人法燈連綿の主張と貫主絶対について》 36

《明日への提言》 39

《自他彼此の偏執を捨てて》 42

はじめに

阿部日顕師は平成6年（1994）4月6日の御虫おむしぼらい払における海外信徒お目通りの席上、次のように語っている。

私は……実を言うと池田大作の根本的な悪い心を見抜けなかったのです。顧かえりみれば、私が……京都の平安寺の住職をしておりました時に、自称正信会へ行ってしまった元僧侶が来まして、「池田大作は間違っている。……」ということを書いてきました。けれども、私は、「それは違う。これだけ一生懸命にやっているのだから、そんなことはない」と言って追い返した

ことがありました。しかし、その者の言うことは結局、本当だったのです。このことについて考えるとき、既に池田大作は根本的に間違っていたのですが、そのことを見抜けなかったということにおいて、私・は・今・一・往・反・省・をしております。しかし、……その時に見抜けなかったからといって、私は、正直に仏法の因縁による展開に常に対処し、努力してきたと確信しております。したがって、その自称正信会に走った元僧侶の言っていたことは別に、彼等が意固地いこじに宗門の中心を見失って背いていった、その後の流れのすべてにおいて正しかったということではありません（『大日蓮』平成6年5月号）。

これは平たくいえば、「正信会僧俗の創価学会批判は正しく、当時私はそれを見抜けなかったのは一往反省するが、その後法主ほっすとなった私が創価学会批判を止める」といっているのに、彼等正信会はそれに随したがわなかったのだから、擯斥ひんせきにされて当然なのである」ということになろう。

つまり日顕師自ら「たとえ黒いものでも法主が白といえれば白であり、黒とい

はるものは謗法ほうぼうである」といつているのである。

私は、こんなヤクザまがいの論理が堂々とまかり通る、現日蓮正宗宗門の姿を心底恥ずかしく思う。そして、このようないかがわしい法主ほつす（貫主かんす）絶対主義が、日蓮大聖人以来の伝統法義であるといひ張る彼等に対し、義憤ぎふんの念を禁じ得ない。あくまでも道理・正義しやうぎを第一義とされた日蓮大聖人・日興上人・日目上人の御三祖は、いかばかりかお嘆きのことであろう。

私はこのような「貫主絶対無謬論むびゆうろん」が横行おうこうする暗黒の時代に、同じく大石寺門流に生きる者の責任として、それはけっして大石寺門流の法義ではないということを、大聖人以来のご先師方のお言葉や宗門の歴史をひもときながら、いささかここに記して置きたいと思う。

我が大石寺門流の蘇生復興そせいふっくは、まずこのことを清算することから始められなければならぬ。

貫主は法主ではない

《「法主」とは日蓮大聖人の尊称》

近來宗門では貫主を「御法主上人げいか猥下」と呼ぶ。実はそういう私も、得度とくど以來そのように教育されて、長くそのように称してきた。

しかしこれが、そもそも日蓮大聖人をないがしろにする、近來宗門の大きな法義的誤りあやまだったのである。

本来「法主」とは日蓮大聖人に対する尊称そんしょうであった。それは大聖人が日秀・日弁べんに成り代わって書かれた『滝泉寺申状りゅうせんじもうじょう』に、

之時云々東藤西原明也
 法主聖人知時知自知法獲為君為臣
 為神為佛可被對治災難之由種種
 申先神信用上利依諸法人等之謬言
 聖人頭原與七平并折上兩度蒙
 速流之責門弟等所射致切致切

大聖人ご眞蹟「滝泉寺申状」

法主聖人時を知り、国を知り、法を知り、機を知り、君の為、民の為、神の為、仏の為、災難を対治せらるべきの由勘へ申すと雖も、御信用無きの上、……

〔『御書全集』 850頁〕

と仰せられており、一往弟子の言葉としてではあるが、ご自身を「法主聖人」と仰せられていることによつて知ることができる。

当然そのことは門下においても周知されており、たとえば日興上人は『御節供御返事』に、

五月御節供の御酒・ちまき、員数のごとくみまいらせて、法主聖人の御宝前に備え進らせ奉り候了んぬ。恐々謹言。〔『日興上人全集』 235頁〕



日興上人筆書状「御節句御返事」

と仰せられており、大聖人滅後めつごにおいても「法主聖人」といえば大聖人のことであった。

また門流は違うが、日昭にっしょうや富木日常とくにちじょうおよび中山門流上代の歴代の曼荼羅本尊まんだらほんぞんには「南無法主聖人」として大聖人が勧請かんじょうされている。

それは孫弟子・曾孫弟子ひまごの時代に至っても同じで、三位日順さんみの『摧邪立正抄』さいじやりつしやうしやうには、

法主聖人内証ないしやう秀発しゅうはつの上、経釈きやうしゃくの明鏡めいけいを出して観心かんじん・取要しゆように載せ、滅後めつごを以てこれを論ぜば、正法千年しやうぽうせんねん・像法千年ざうぽうせんねんはなお傍たがひなり。

（『富士宗学要集』以下『富要』と略称。2巻42頁）

と述べられ、如寂日満にょじやくにちまんの『日満抄』には、

当国はまた法主聖人の御配所、本六人の由緒無双の名島なり。（『富士学林研究教学書』1巻593頁）

と述べられ、薩摩日睿の『後信抄』には、

法主聖人は末法の扶桑に出、一切衆生を一仏乘に観心し給う。（『富士学林研究教学書』1巻724頁）

と述べられており、法主聖人といえば日蓮大聖人に対する尊称であることは、上代においては殆んど常識だったのである。

《貫主が法主といわれる嚆矢は？》

では歴代貫主が「法主」といわれるようになったのはいつ頃のことなのだろうか。

富士門流に限ってという条件つきながら、管見によればそれは室町時代中期頃のことと思われる。すなわち日尊門流の本是院日叶は『百五十箇条』（文明12年

11480)に、

当門流に大聖人以来は日興を以て法主とせり。是れも元意の本尊なり。何の門徒も貫首法主と云う事あり。夫れが教主の習いありて、下種の妙法を授くるなり。さてこそ総別の中に、別して法主ばかり受授の導師となると申し伝えたり。唯我与我の事口伝にあり。(『富士宗学要集』2卷182頁)と述べている。

さらに、本是院日叶と同人異名と思われる左京阿闍梨日教は『類聚翰集私』(長享2年11488)に、

然るに日蓮聖人御入滅有るとき補処を定む。其の次・其の次に仏法相属して当代の法主の所に本尊の体有るべきなり。此の法主に値い奉るは、聖人の生まれかはりて出世し玉ふ故に、生身の聖人に値遇結縁して師弟相對の題目を同声に唱え奉り、信心に異他なく尋便来帰咸使見之ず。(『富要』2卷309頁)と述べている。

またほぼ同世代の、西山本門寺8世日眼は『五人所破抄見聞』に、

一、爰こゝに先師聖人親まのあたり大聖の付を受けて、末法の主たりと雖いえども、早く無常の相を表し、円寂えんじやくに帰入するの剋きざみ、五字ごじの紹繼しょうけいの為に六人の遺弟を定めたも云云。……日蓮聖人の御付嘱、弘安五年九月十二日、同十月十三日の御入滅の時の御判形ごはんぎやう分明なり。……日興も寂を示し玉ひ、次第に譲り玉ひて当時末代の法主の処に帰り集まるところの法花経なれば、法頭ほうとうにてましますなり。秘すべし、口外すべからず。『富要』4卷8頁)

と述べている。(注1)

ここに示される貫主を法主と称し、かつ大聖人を相対化して当代法主(貫主)を絶対化し、あまつさえそこに本尊の体たいがあるというような教義が、日興上人以来の富士の伝燈法義でんとうほうぎに悖もとることは、先の日興上人のお手紙を拝し、また日興上人が他門流の祖師達と異なり、あくまでも大聖人御図頭の曼荼羅本尊を「書写」申しあげるといふ精神でおられたことを拝せば、一目瞭然である。(注2)

しかしこうした考えは、必ずしも広く受け入れられた訳ではなく、わずかに保田妙本寺日我にちがの『申状見聞私もうしじょうけんもんし』や『申状』に貫主を法主と称する例が見られる程度に過ぎない。ことに我が大石寺門流においては、そうした風潮が導入された形跡は全く見られない。

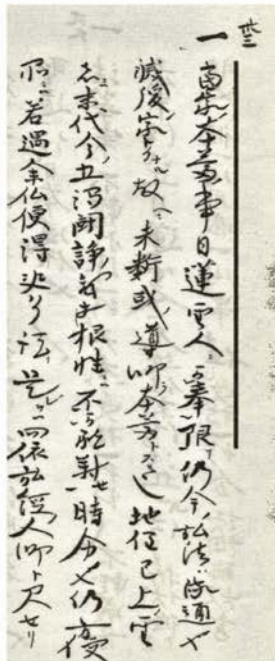
なお、日教・日眼に年代的にやや先行する第9世日有上人の『聞書拾遺ききがきしゆうい』に、

一、またいわ云く、高祖日蓮聖人の御抄には、日蓮は日本国の一切衆生の親なりと遊ばして候も、今は人の上にて候。ただ今の師匠、在家にてもあれ出家にてもあれ尼・入道にてもあれ、信心無二にして此の妙法蓮花を能くよ進む人すなわち主師親なり。能く能くこころう心得べし。(『歴代法主全書』1巻426頁)

とあり、ことに前半の一見大聖人を相対化しているごとき文言が、前掲の『類聚翰集私』等の文に類似しているかのように見える。

しかしこのご文の指向するところは現実的師弟していっか一箇の成道論にあり、けっして貫主絶対を指向したご文ではない。すなわち『化儀抄けぎしやう』には、

【日有上人は大聖人こそ本尊と明確に述べられている】



一、当宗の本尊の事。日蓮聖人に限り奉るべし。

（『富要』1巻65頁）

と述べられており、日有上人は大聖人を人本尊と明確に規定された上で、師弟一箇の成

道は、自分を妙法に値遇ちくぐうさせてくれた直接の師を尊重し、その師と師弟一箇して妙法を唱えるところが、師弟一箇の成道であることを示されているのである。

もちろん直接的師とは必ずしも貫主を指していないことは、文中「ただ今の師匠、在家にてもあれ出家にてもあれ尼・入道にてもあれ」と述べられていることによつて明らかである。

ちなみに日有上人の説かれる師弟一箇の成道論は、『連陽房雑々聞書』れんようぼうざつざつききに、

さて末法こんじ今時は悪心のみにして善心無し。師弟共に三毒強盛さんどくじょうじょうの凡夫の師弟相

対して、又余念無く妙法蓮華經を受持する処を即身成仏とも名字下種とも云はるるなり。(『富要』2卷147頁)

とあるように、貫主を含む師も弟子も、双方三毒強盛の未断惑みだんなくの凡夫であるということが大前提となつてゐることを、我われはしっかりと認識しておく必要がある。

「未断惑」とは文字通り絶対でないということである。とするならば貫主は、現実的師の頂点にあるとはいへ、あくまでも未断惑なのであつて、けつして絶対ではない。

日有上人の説かれる師弟一箇の成道論は、結果として貫主絶対を否定しているのである。

《大石寺門流で貫主を法主と称すようになった時期》

では大石寺門流において、歴代貫主を法主と称するようになったのは、いったいつ頃のことなのだろうか。管見かんけんによればそれは明治時代に入ってからのこと

と思われる。



『興門唱導會雜誌』第20号

明治20年5月に大石寺門流が主導し、当時の日興門流各派が参画さんかくして出版された『興門唱導會雜誌』という雑誌がある。その第16号(明治21年へ1888)8月13日)に、

同十六年の冬其本山そのたる大石寺へ登山せしに当時の法主日布上人にっぷより入寺以

来十八年間……(35頁)

とある。

また第19号(明治21年11月13日)にも大石寺僧・鈴木慈謙師の記として、

法主日霑上人にちでんには本年七十三歳のご老体に至らせ玉ひしかば……(22・23頁)

と述べており、いつからとは特定できないものの、およそこの頃からではないかと推測される。

しかしこれは、あくまでも管見によるのであり、もしこれ以前に、大石寺門流において貫主を法主と称した確かな情報があれば、会の内外を問わずご教示願いたい。およそこの頃と推測することの傍証ぼうしやうとして、同じく第19号に興味深い、次のような記事を見ることが出来る。

日蓮宗一致（派）にては………いよいよ 弥いよいよ先月二十四日より東京宗務院に於て総会議を開かれたり。今其改良案の主旨を聞くに第一、管長は………。第二、管長の名称を止め大法主と称する事。………（40頁）

すなわち明治21年10月、日蓮宗では管長を大法主と称するよう宗制を改訂したと
いうのである。

それを受けて、第20号（明治21年12月13日）では、要法寺系の僧・妙高日海師が「大法主ノ名義」と題し、次のような寸評を加えている。

トコ今生人界ノ思出ナルベシト云々何ソ徒ラニ位ヲ辨テ信徒ニ待テコトヲ
爲サゾヤ

大法主ノ名義

妙高日海

本誌前號世出彙報欄内宗制改良ト云フ題ノ下ニ一致ニテハ管長ノ名稱ヲ止メ大法
主ト稱スル由見エタルガ他宗他門ニテ大法主トナリ大聖人トナリ佛世尊トナリ
トモ勝手次第タルベシト雖モ本派ニテハ心得アルベキ事ト存ラレ候其故ハ本因妙
抄ニ佛ノ脱益ノ教主某ハ下種ノ法主ト見エ塔婆抄ニハ法主ハ宗祖一人ニ限ル由見
エタリ他門ノ中ニ於テスラ此遠慮アリ况ンヤ本派ニ於テヤ法主ト云テハ尚恐レ
アルヘシ况ンヤ大ノ字ヲ加ヘシニ於テヤ

國家ノ大益ハ益ナキチ省クニアリ

駿河國 入江 俊 敬

諸君口諸君々々モ既ニ知ラル、ガ如ク普天ノ下王土ニ非ラサルナク華土ノ濱王臣

五十九

「大法主ノ名義」と題する一文

大法主ノ名義

本誌前号世出彙報欄内、宗

制改良ト云フ題ノ下ニ、一致

派ニテハ管長ノ名称ヲ止メ

大法主ト稱スル由見エタル

ガ、他宗他門ニテ大法主トナ

リ大聖人トナリ仏世尊トナリ

トモ勝手次第タルベシト雖モ、

本派ニテハ心得アルベキ事ト存ラレ候。其故ハ本因妙抄ニ佛ノ脱益ノ教主

某ハ下種ノ法主ト見エ、塔婆抄ニハ法主ハ宗祖一人ニ限ル由見エタリ。他門

ノ中ニ於テスラ此遠慮アリ、況ンヤ本派ニ於テヤ。法主ト云サヘ尚恐レア

ルベシ。況ンヤ大ノ字ヲ加ヘシニ於テヤヤ……(59頁)

日海師は日尊門流の僧ではあるが、興門派を代表してこのようにコメントをし

ているということは、少なくともこの時期、興門派では貫主を法主ということが、いまだ一般化していなかったことを示している。したがって前掲の第16号に日布上人を「法主」と称しているのは、そのごく初期段階であろうことが推測されるのである。

恐らくこの時期に、身延派・富士派は、互いに影響し影響されて、貫主に対し、「法主」や「大法主」の名称を徐々に使いはじめるようになったものと思われる。

そして大石寺門流では、これ以降しばらくは貫主と法主が混用され、近年に至り法主に統一されたのである。

《貫主を法主と称することを止めるべし》

もちろん貫主を法主と称するようになったからといって、それ以降の貫主がただちに大聖人と比肩ひけんしたり、絶対無謬むびやうを主張したわけではない。

しかし今日のような絶対的に君臨する貫主（法主）を産んだその大きな要因が、本来大聖人にのみ使われていた法主という尊称を、安易に貫主にスライドさせたところにあることは明らかで、そういう意味では法主と称して以降は、常に論理的には貫主（法主）本仏が生ずる可能性はあったといふべきであろう。

ただ多くの貫主は、大聖人への遠慮があつて、さすがに大聖人に比肩したり、成り代わつたりすることをばかられたのに対し、日顕師のみが、不明朗な形で貫主（法主）の座についた負い目おめからか、あるいは生来せいらいの性格によるものか、堂々と貫主（法主）絶対を宣言し、実践しただけのことなのである。

黒を平気で白といいはり、それに従わない者はどんどん首を切る日顕師の暴君ぶりは、まことに目にあまるものがある。

しかし、逆説的ながら、このような誰の目から見てもおかしな貫主が出現したからこそ、真剣に富士の立義に照らしてその是非が問われるのであつて、そういう意味では今こそ大石寺門流の真の伝燈を取り戻す、絶好のチャンスともいえる

のではなからうか。

私は我が大石寺門流が蘇生そせいするためには、まずその第一歩として、今日跋扈ぼくこする貫主絶対主義を払拭はつしよくしていくことが、最も重要な課題の一つであると、声を大にして主張する。

そしてそれは、貫主を法主と称することを止めることから始められるべきことを、ここに提言しておきたい。

見よ! この大衆だいしゆの力を

《貫主絶対が主張される背景》

これまで「法主」という呼称に焦点を絞り、その大石寺門流への導入の歴史をたどつてみたが、ここではそうした呼称とは別に、実質的に貫主絶対が強調された歴史をたどつてみたい。

そもそも上代日興門流においては、『日興遺誠置文』(注3)に、

時の貫首た為りたと雖いえども仏法いへんぽうに相違さうゐして己義こぎを構かまえばこれをこれを用もちうべからざる事とあるように、貫主が絶対無謬むびやうであるなどということはなかつた。

しかしその伝燈が著しく乱れた時代があった。それは、豊臣秀吉の最晩年、慶長元年（1596）に第14世日主人が、日尊門流の本山である京都要法寺出身の日昌上人に第15世の貫主職を譲られて以降、第23世日啓上人に至るまでの九代約百年にわたって、要法寺出身の貫主が大石寺に晋山した時のことである。

要法寺では当時、日尊門流中興の祖といわれた広蔵日辰が、「造像・読誦」、すなわち仏像の造立や一經読誦（方便品・寿命品以外の読誦）を肯定して以来、それが盛んに行われていた。大石寺がその要法寺から貫主を招くということは、經濟的なことを含めて余程の理由があつたものと思われる。

《己義を構える貫主に抵抗する大衆の姿》

ともあれ大石寺門流では嚴禁されていた「造像・読誦」を、盛んに行つていたところから貫主を招いたのであるから、問題が起きるのはむしろ当然の成り行き

であつたらう。

日昌上人は大石寺に晋山しんざんした5年後の慶長6年(1601)に、大石寺の総檀方だんかたに対し、次のような書状を遣つかわしている。

三箇年以前より衆中しゅちゅうの心意しんい悪口あくぐちとも迷惑びざに御座候条ござこうじょう、退出たいしゅついたすべき覚悟に候事(『富要』 8巻48頁)

すなわち僧衆そうしゆが自分を悪くいうので、このままなら要法寺ようぼうじに帰る覚悟であるといわれているのである。字面じづらのみを見れば、日昌上人に対し大石寺の僧衆が、悪口をいって困らせているように見えるが、その真相は、要法寺流の考えを持ち込もうとする日昌上人に対し、大石寺僧衆が必死に抵抗している状況であつたと思われるのである。

そうした貫主くわんぬしと大衆だいしゆの軋轢あつれきは、第17世日精上人にっせいの時代になるとより顕著になる。寛永9年(1632)、日精上人は江戸法詔寺ほうしやうじの住持じゆうじから大石寺に晋山した。法詔寺は徳川家康の曾孫ひまごであり後養女のちとなつた敬台院きやうだいいんが、母・峯高院ほうこういんの菩提ぼだいのために

建立した寺で、日精上人はその大檀越敬台院の肝いりで、御影堂建立落慶という一大イベントを手土産に晋山したのである。

【富士宗学要集】『随宜論』についての日亨上人の記述

六、日精の遺徳等 聖山より皆ゆる山主は始め日精日龜の時こそ著しく京風を染せざりしが、但し其人時に依らんも日精に著りては江戸に地盤を置へて末寺を造設し教勢を弘張するに著して遂に高仏教の始め全く当時を山出たためたりは本山には其弊を及ぼさざりしは真心の真神か國師の制教か、其れも四十年ならずして所け出身の日使日龜の頃に次第に造仏を造設し富士の百鬼を造像せりより起つて此の事件を更記するに著りしなり。

陳述 桓武三百年十一月精師の玉王大石寺に在り、原本無題なるを以て後師匠に問するが、今其文を掲ぐ本文は治法世師の註疏解なり、猶此等の註は門徒の大教人筆跡にも出づ參照せられん可なり、宗学要集巻中の一(二五頁—四三頁—四七頁—四九頁)石の一書は予法詔寺建立の翌年仏像を造立す、茲に因つて門徒の真俗疑難を致す故に遺書を助けんが為に筆を染むる者なり。

寛永十次丑寅月廿

日精三の刊

第一機本鎮山山院寺、第二機本平身常興寺是は佛伏の寺なり、第三機本寶藏寺、以平野野野抄秘本成の同寺、五赤坂入成寺

機本安立院共安寺、六豆所入成寺本願寺是は佛伏の寺なり、
爾來日く已に諸國の寺にて現存のものは常興寺と妙縁寺との二他は何時代に造設せしや不明なり、諸國の遺仏は他寺に及びし事次日に記の如し。

上編 第三卷 五書の抄録

九八

が為に筆を染むる者なり。(『富要』9卷69頁)

ここにはまず、日精上人自ら、江戸法詔寺建立の翌年に仏像を造立したことが示されている。日精上人は法詔寺の他にも、江戸の有力な大石寺の末寺である常

その翌年日精上人は『随宜論』(注4)を執筆しているが、そこには執筆の動機が次のように述べられている。

予法詔寺建立の翌年仏像を造立す。茲に因つて門徒の真俗疑難を致す故、朦霧を散ぜんが為、廃忘を助けん

泉寺や常在寺にも仏像を造立したことがわかつている。(注5)

そうした日精上人の行為に対し、「門徒の真俗疑難を致す故」すなわち大石門徒の僧俗が「それは富士の立義に反することだ」と疑難を加えてきたので、それに反論するために『随宜論』を作成した、というのである。ここにも、富士の立義に違背し己義を構える貫主に対し、懸命に諫め抵抗する正信の僧俗の姿をかいま見ることができるのである。

《貫主絶対を象徴する一通の書状》

こうした状況下で、この時代を象徴するような一通の書状が残されている。それは日精上人がその後、蜜月の仲であった敬台院の不興を買い、貫主の座を追われ、一年ほど大石寺の貫主職が不在であった時のことである。折しも御朱印改めがあり、その都合上次期貫主を早急に定める必要があり、大石寺衆檀の要請により、

敬台院および当時法詔寺住持であつた要法寺僧日感師にちかんの肝かんいりで、日舜にっしゅん上人が第19世貫主として大石寺に晋山したのである。(注6)

その際、日感師は大石寺檀頭だんとう(今でいう総代)に、次のように申し渡している。

大石寺事は金口こんくの相承と申す事候て、是ノ相承を受ク人は学不学がくふがくによらず生身しんの釈迦日蓮と信ずる信の一途いちずを以て、末代の衆生に仏種ぶつしゆを植えしむる事にて御座候。……故を以て一山いちざん皆貫主の下知げちに随したがひ貫主の上座を踏まざる事

悉こゝろく信の一字の修行にて候。(『続家中抄』——『富要』5卷271頁)

すなわち「派遣した日舜は若年(35才)であるが、金口の相承を受けた方は、生身の釈迦・日蓮と信ずることが肝要である。……故にすべての僧俗は貫主のいうことに随うのが、信の一字の修行である」というのである。

ここにこの時代の大石寺が、いかに要法寺門流に支配されていたかを知ると同時に、それが「貫主絶対」という要法寺流の法義によって推し進められていたことを知るのである。

以上を通覧すれば、貫主絶対という風潮はもともと大石寺門流にあったものではなく、要法寺からもたらされたものであることが了解されよう。そして要法寺から派遣された貫主は、すべての方ではないにせよ、特に日精上人とその前後の時代は、この貫主絶対主義と、敬台院・要法寺という強大な後ろ盾をもって大石寺門流を支配し、大石寺門流の伝燈法義は著しく蹂躪じゆうりんされていたのである。そしてその一方で皮肉なことに寺域は、御影堂・梵鐘ぼんしやう・二天門等々と次々に建立整備されていったのである。

その姿はまさに、今日の宗門の姿と酷似しているといわざるを得ない。

《大衆の力が『六卷鈔』ろっかんしやうを産む》

しかし私たちがここで注目すべきは、そのような負ふの歴史ではなく、強大な貫主絶対の嵐の中で、必死になって大石寺門流の伝燈法義を護まもろうとした、大衆の

姿である。

先に見たように彼等は、いかに貫主の力が強くとも、けっして怯むことなく抵抗し立ち向かつて、是は是非は非として堂々と正義を主張しているのである。

では彼等を精神的に支え続けたものは一体何であつたらうか。それは他ならぬ、日興上人の「時の貫首為りと雖も……」とのご遺誠や、『大石記』に拜される、

【日寛上人著『六卷鈔』「末法相應鈔」冒頭部分。「洛陽の辰（日辰）造像論を述して専ら當流を難ず」とある。】

末法相應鈔

春雨昏々而出院寂々也。有客訪速看述客曰
永祿之初洛陽之辰述造講講專難當流
亦未百有六十年也。而後門業學子者四蔓其
間一人不酬之何耶。予謂當家書生見彼難也
如闇中磔一不得中於吾無害故不酬歟。客曰設

日興上人のあくまで己れを虚しくして、絶対たる大聖人の仏法を護らんとされるお姿（注7）、そしてそうした日興上人のお姿を根底とした、大石寺の伝燈的法義および精神だったのである。私たちはここに、貫主の

圧倒的な力に屈せず、大衆の力によつて富士の立義が厳然と護られたという歴史的事実を知るとともに、日興上人のご遺誠が、立派に機能した先例を見出すことができるのである。

そうした正信の僧俗の努力が実り、第24世日永上人からは再び大石寺出身者が貫主職を継ぐことになった。そして第26世中興日寛上人が出現され、大著『六巻鈔』を執筆されて、大石寺の伝燈法義を復興されるとともに、その第四「末法相應鈔」において、きつぱりと要法寺流の造像読誦論を破折されるに至るのである。

《先達の姿を手本として》

翻ひるがえつて今日の宗門における貫主が君臨するさま、そして戒壇本尊の直じき拜はいや覇権主義的の広宣流布観等に象徴される法義の混迷けんふりは、ある意味では当時を凌り駕やうがするものといつて過言でない。その抜本的改革・是正は一筋縄ひとすじなわではないであ

ろう。

しかし私たちはけっしてあきらめてはならない。私たちの運動は始まってまだ三十年。先に見た先達の百年にわたる不断の努力精進を思えば、まだまだその端緒といふべきであろう。彼等先達の姿をお手本として、けっしてへこたれず、必ず富士の立義が蘇ることを信じて、今後大いに精進して行きたいものである。なお参考として、この時代の様相を物語る第31世日因上人の『袈裟数珠の事』の一文を掲げておこう。

ここに述べられていることからは、数珠に関することではあるが、当時要法寺流が導入されていく様子、そうした中で大衆がかたくなに大石寺門流伝燈の化儀を護つていった様子をうかがい知ることができる。

当山日主上人子細有りて関東に下向し、下野小金井蓮行寺にして入寂す。故に関東五箇寺並に奥州諸末寺此より本山の式法を守るのみ。然るに日昌上人已来、山の化儀少し要法寺に准ずる有り。則ち数珠相伝等是なり。安房

国保田妙本寺古来の法を守る。本^{もと}当^{とう}山^{さん}蓮^{れん}蔵^{ぞう}坊^{ぼう}日^に目^{もく}上人^{じゆんじん}遺^{ゆい}跡^{せき}より引^ひき移^{うつ}りて法
儀^ぎを立^たつる故^{ゆゑ}なり。然^{しか}れば則^{すなわ}ち当^{とう}山^{さん}二^に種^{しゆ}の中^{ちゆう}には大^{だい}衆^{しゆ}伝^{でん}流^{りゆう}尤^{もつと}も好^よき者^{もの}なり。
……又^{また}当^{とう}山^{さん}念^{ねん}珠^{しゆ}の御^ご相^{さう}伝^{でん}三^{さん}通^{つう}之^{これ}有^あり、目^め師^し御^ご筆^{ひつ}、道^{だう}師^し御^ご目^め録^{ろく}之^{これ}有^あり。然^{しか}る
処^{ところ}に十八^{じゅうはち}代^{だい}日^に精^{しやう}上^{じやう}人^{にん}御^ご代^{だい}之^{これ}を失^なふと見^みへたり。(『富^{とみ}要^{よう}』 1卷^{くわん}377頁)

明日への提言

《唯授一人法燈連綿の主張と貫主絶対について》

第9世日有上人は寛正2年（1462）『御歴代忌日表』を記している。日蓮大聖人から第8世日影上人までの忌日を記した簡単な表であるが、これは歴代の忌日を後世に伝える目的とともに、大石寺門流の法燈を明記し、その正統たることを示す意が込められていることは想像にかたくない。

およそ一宗を名乗る以上、自門の正統を主張することは当然のことであり、それを唯授一人の金口の相承にて主張することは、その強調の程度の差こそあれ、

どこの門流でもしていることであつて、とりたてて目くじらを立てることではない。しかし歴史的事実としては、けつして貫主から貫主へ法燈が連綿と継承されているわけではないことは、これまたいづれの門流においても同じことであり、我が大石寺門流も例外ではない。既述きじゆつのように、日精上人が敬台院の不興をかつて貫主の座を追われ、日舜上人が推挙すいきよされるまでの一年ほどは大石寺は貫主不在であつた。しかも日精上人と日舜上人との間には、血脈や什物の授受について問題があつたことが、『精師舜師矛盾書付』むじゆんかきつけという文書に見られる両上人の応酬おうしゆうによつて知ることができる（注8）。

さらに、今はその一々を詳述しないが、かつて在勤教師会より提示された論文「水島尾林論文の稚説を破す」ち（注9）にも詳述されているように、次期貫主候補が稚児こであつたり譲るべき器うつわの者がいなかったりの理由で、大衆が一時相承をあずかるなど、貫主から貫主への相承の授受が滞つたことが何度もあつたことは、他でもなく大石寺歴代上人の正文書がはつきりと示している。

では我が大石寺門流に、大聖人・日興上人以来の正統を主張する資格がないか
といえ、けつしてそのようなことはない。歴史的事実として、貫主から貫主へ
の直接的授受がうまくいかないことがあったことは事実であり、また時に貫主が
己義を構えて法義的危機に瀕したことがあったことも事実であるが、その時々
に大衆がしっかりとそれを支え、総体として大聖人・日興上人以来の富士の立義が
護られてきたこともまた、紛れもない事実なのである。要法寺から貫主を招聘し
た時代しかり、そして現在しかりである。

このように事実としては貫主と大衆の相互扶助によつて、大石寺の伝燈法義は
護り伝えられてきたのであるが、総体としてその功を貫主一人に譲り、伝統的に
唯授一人血脈付法と称してきたのである。そういう意味での唯授一人血脈相承で
あるなら、我われは必ずしも否定する必要はない。

しかしその前提として我われがしっかりと確認しておかなければならぬことは、
この唯授一人血脈相承は、あくまで右に述べたような意味合いでいわれるもので

あり、けつして貫主の絶対性を示すものではないということである。

それは上來再々述べたように、日興上人の御遺誠を始めとする伝燈法義に照らしてみても、また厳正げんせいな宗門史に照らしてみても、一点の疑問を挟はさむ余地はない。今日の宗門の過あやまちは、ここをはき違えたところにある。

《明日への提言》

最後に本稿の結論として、右のような状況を踏まえ、我が大石寺門流が本来の姿に蘇生するための必須条件として、次のことを提言して本稿を閉じたいと思う。

右に見てきたように我が大石寺門流は、『日興遺誠置文』の、

一、時の貫首為りと雖も仏法に相違して己義を構えば、之れを用うべからざるること

一、衆義為りと雖も仏法に相違有らば、貫主之れを摧くじくべきこと

との御遺誡を規範として、貫主と大衆の相互扶助により宗開三祖の御法門を護り伝えてきた。しかしそれはあくまでも長期的に見て、邪義が清算されたという結果から振り返つてのことで、その時々には焦点を絞れば、貫主が己義を構えながら君臨したり、逆に大衆が徒党を組んで暴挙を働いたり、貫主・大衆双方の暴挙が現実としてあつたことは事実であり、我われはその事実をまずはしっかりと直視しなければならぬのである。

特に近現代において我が宗は、貫主と大衆の暴挙、すなわち昭和初期に第58世日柱上人を管長選挙により貫主の座から引きずり下ろすという大衆の暴挙と、今日、日顕師が、自ら宗制宗規を改訂してまで貫主を絶対化し君臨して、数々の暴挙を断行するという、宗史に照らしても希^け有^うな事態を二つながら経験したのである。こうした経験を我われはけつして無にしてはならない。否、そうしたことを経験した我われであればこそ、それを教訓として、双方の暴挙を未然に防ぐ方法、換言すれば先に示した『日興遺誡置文』の両条を、現代にしっかりと機能させてい

くことを考える資格と責任があることを自覚すべきであらう。

具体的にいえば、貫主を一宗のリーダーとして尊重しつつも、もし貫主が己義を構えた場合に、その是非を公正に検討・議論し、邪義と決定されればそれを諫め、用いられなければしかるべき手続きを取った上で更迭こうてつできる法規およびシステムが不可欠である。一方逆にそうしたシステムを悪利用し、大衆が徒党を組んで己義を構え、貫主を強引に更迭する場合をも想定し、そういうことが阻止そしできるシステムも不可欠である。法規やシステムに完全を求めることはできないが、皆知恵を出し合つて、世界の政治や会社等のシステムなどにも目を配りながら、『遺誠置文』の精神がしっかりと生かされ、貫主と大衆が相互に扶助し合い、また規制し合うことのできる規範（化儀・「宗制宗規」など）を、是非とも作っていくべきことを、ここに提言しておきたいと思う。

《自他彼此の偏執を捨てて》

我われの正信覚醒運動は、いわずもがなではあるが宗門を憎み、その打倒を目的とするものではけつしてない。そうした批判者は多く存在するが、我われの運動の目的は、あくまでも我が大石寺門流の正常化である。

そういう意味で、私は今後も宗門の富士の立義に悖る悪弊もとあくへいに対しては、堂々と批判をしていくつもりである。そして同時に私は、宗門側からも、富士の伝燈を求め今日の悪弊を是正していこうという声が上がってくることを期待する。

これは単なるセクト間の争いというような次元の低い話ではなく、富士の立義が今日に蘇るか否かという、我が大石寺門流の存亡がかかった重大な問題なのである。

大石寺門流の蘇生復興がいつ達成されるかはわからない。しかしこの混迷した時代を生きる者の責務として、今日の貫主絶対をはじめとする法義的誤りを、富士の立義に基づいてしっかりと是正する努力を、自他彼此の偏執を捨てて成して

いくことこそが、未来の僧俗に対する最大の贈り物であると確信する。

(注1) 従来『五人所破抄見聞』の作者は妙蓮寺5世の日眼にちげんとされてきたが、近年池田令道師が綿密な考察を行い、西山本門寺8世日眼であることを立証している(『西山本門寺八世日眼に関する考察』『興風』20号。平成20年(2008)12月1日発行)。

なお同論文では、『百五十箇条』と『五人所破抄見聞』の記述には密接な関連が認められ、互いに影響し合っていることが指摘されている。

(注2) 日興上人は御本尊を書写されるに際し、題目の下に「日蓮在御判」と記し、その横に小さく「奉書写之日興花押」と記されており、これは曼荼羅本尊を図顕建立するのは、あくまでも大聖人お一人であり、自分はそれを書写するのであるということを明確にするため、わが大石寺門流は今にこの伝燈が厳守されている。他門派においては、題目の下「日蓮花押」の部分に自署花押を入れる。これは大聖人に代わって図顕するという意識のあらわれであろう。

(注3) 『日興遺誠置文』は古写本が無く、保田妙本寺日我の天文5年(1536)の写本が最も古いものに属す。それ故に日興上人の真撰と確定することはできないが、今は少なくとも日興上人の意を体している文書として用いた。ちなみに日亨上人は『富士日興上人詳伝』(434頁)に、その序文が日興上人の弟子三位日順の筆致に似ていることを指摘されている。

(注4) 『随宜論』は『富要』(9巻69頁)に、「六、日精の造読等」という表題にて、日亨上人がその奥書のみを紹介している(28頁写真参照)。

全文は『正信会報』第7号(昭和56年へ1981)3月1日に翻刻されている。なお、『随宜論』最末には、第31世日因上人の「精師御所存八当家実義と大相違也」との記述が見られる。

(注5) 要法寺僧寿円日仁(にちにん)は『百六箇対見記』に、

一、付けたり寛永年中江戸法詔寺の造仏千部あり、……法詔寺の住持は日

精上人：…牛島常泉寺久米原等の五箇寺並に造仏す。又下谷常在寺の造仏は日精上人造立主、…然るに日俊上人の時下谷の諸木像兩尊等土蔵に隠し常泉寺の兩尊を持仏堂へかくしたり、日俊上人は予（日仁）が法兄なれども曾て其所以を聞かず、元禄第十一の比大石寺門流僧、要法の造仏を破す。一笑々々。

（『富要』9卷70頁）

と述べている。なおこの記述により、同じ要法寺出身の貫主でも、第22世日俊上人は日精上人の造立した仏像を撤廃していることがわかる。

（注6）第17世日精上人の跡を継いだ第18世日盈上人遷化の後、日精上人が再住していたので、日舜上人は19世となる。なお、このことは日量上人の『続家中抄』（『富要』5卷269頁以下）に述べられている。

（注7）『大石記』は第6世日時上人が「助」に語ったことを編集したものである。そこには「仰せに云く、日興上人の常の御利口に仰せられけりとなん。予が老

耄^{もう}して念仏など申さば、相構えて諫^{いざ}むべきなり。それも叶はずんば捨つべきなり」とある。

(注8) 『精師舜師矛盾書付』^{むじゆんかきつけ}は翻刻^{ほんく}されていないが、日舜上人筆の案文が大石寺に所蔵されている。内容は、①慶安4年11月の日付をもつ、日精上人の日舜上人への返答書②日舜上人の理境坊への書状③日舜上人の覚書^{おぼえがき}二通によって構成されており、血脈や什物の授受等につき、双方が非難しあっている。

(注9) 『清流を求めて』(仏生編集室)

富士の立義復興をめざして

平成 22 年 2 月 28 日発行

著 者 山上弘道

発行所 (株) 継命新聞社

〒 221-0057

横浜市神奈川区青木町 1-10

アバンティウ五番館 207

電話：045-444-2124 FAX：045-453-0898

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

ISBN978-4-901545-12-9 C1015